

こすもす

227号 令和2年9月号



SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 大

会長 佐々木 直隆

株式会社 佐々木 総研
西日本税理士法人
西日本社会保険労務士法人
株式会社 M&C パートナーコンサルティング
株式会社 タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL: 093-651-5533

FAX: 093-652-2550

URL: <http://www.sasakigp.co.jp>



オンライン資格確認について

弊社のホームページのコラムでも取り上げておりますが、「オンライン診療」を検討する先生方の一番の心配事は、「保険証の確認」と「一部負担金の支払い」についてです。来年3月から「**オンライン資格確認**」が稼働することが決まっています。これは、**マイナンバーカードを健康保険証の代わりとして本人確認に利用できるしくみ**です。

顔認証付きのカードリーダーは、医療機関等に無償提供されますが、それ以外のソフトウェア・機器の導入、ネットワーク環境の整備などは医療機関で準備が必要です。導入費用については一部補助が受けられます。導入に際して、一部電子カルテやレセコンの改修が必要な場合があり、補助金の申請とともに、ベンダーへの相談が必要になります。

導入することにより、医療機関等はその場で資格の有無を確認することができ、資格過誤による返戻の防止等につながります。患者は、「**限度額認定証**」を申請しなくても上限額までの支払いで済むようになり、負担が減ります。また、医療機関等の医師は患者の同意を得て、薬剤情報や特定健診情報を医師等が閲覧できるようにもなります。すでに「ポータルサイトへのアカウント登録」「顔認証付きカードリーダーの無償提供申し込み」は開始されています。一度システムベンダーに相談しましょう！

<参考資料> 厚生省「オンライン資格確認の導入について」

(医業経営支援課 シニアコンサルタント 長 幸美)



医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、**医療機関・薬局等において院内等での感染拡大防止を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、費用を補助する取り組みがあります。**

1. 補助の上限

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

(抜粋: 厚生労働省 医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援)

2. 補助の対象経費について

- ・感染拡大防止対策に要する費用
- ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用
- ・令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用

概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。

3. 申請について

申請期限: 令和3年2月28日(必着)

- ・「オンライン請求システム」により、国保連合会に提出します。 各月の15日から月末まで
- ・オンライン請求システム未導入の医療機関等は、原則として専用「WEB 申請受付システム」から申請してください。

申請書及び申請書送付状は、県ホームページに掲載しておりますのでそちらをご覧ください。

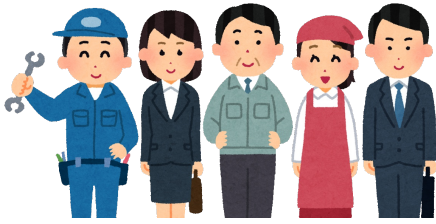
(税務会計1課 椿 沙耶)

すべての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が、令和2年8月21日までに答申した令和2年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。

【令和2年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・最低賃金の引上げを行ったのは40県で、1円～3円の引上げ
- ・改定後の全国加重平均額は902円(昨年度901円)
- ・最高額(1,013円)と最低額(792円)の金額差は、221円(昨年度は223円)
- ・最高額に対する最低額の比率は、78.2%(昨年度は78.0%)なお、福岡県及び近隣県の最低賃金は、福岡県842円(+1円)、佐賀県・大分県・沖縄県792円(+2円)熊本県・長崎県・宮崎県・鹿児島県793円(+3円)、山口県829円(±0円)となっています。



(人事コンサル課 松本 佳織)

外国との往来の緩和について

1. 外国人の入国について

外国人を受け入れられている機関の方はご存知とは思いますが、政府は7月22日に上陸拒否対象地域からの再入国許可を行うことを決定しました。この措置は、日本に長期滞在をするために許可を受けていた外国籍の方が日本へ戻ることを認めることで、新規で日本に入国することを認めるものではありません。再入国が認められるためには、以下の手続きを行う必要があります。

出国前72時間以内にCOVID-19に関する検査を受けて、「陰性」であることを証明する検査証明の取得

日本の在外公館において再入国関連必要書類提出確認書を取得

検査証明書については、居住国で検査が受けられない場合、近隣国等での検査、証明書の取得が義務付けられており注意が必要です。

また以下の従来の要件も満たす必要があります。

入国の次の日から起算して14日間待機する滞在場所を確保

到着する空港等から、その滞在場所まで公共交通機関を使用せずに移動する手段を確保

入国後に待機する滞在場所と、空港等から移動する手段を検疫所に登録



2. タイ、ベトナムからの入国禁止措置緩和

再入国許可の緩和とともに、ビジネス等、企業活動の維持に必要な場合の海外との往来についても順次緩和されることが発表されています。現在はタイ、ベトナムの2国のみが対象となっていますが、9月以降はシンガポールなど、順次対象国を拡大できるよう調整が進められているようです。対象地域から外国人を受け入れる場合は、現地の日本大使館での手続きが必要になります。受け入れを検討されている場合は確認をお願いします。

(税務会計4課 内之倉 亨)

2020年9月

9月1日	火	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
9月2日	水	
9月3日	木	
9月4日	金	
9月5日	土	
9月6日	日	
9月7日	月	
9月8日	火	
9月9日	水	
9月10日	木	源泉所得税の納付
9月11日	金	
9月12日	土	
9月13日	日	
9月14日	月	
9月15日	火	
9月16日	水	
9月17日	木	
9月18日	金	
9月19日	土	
9月20日	日	
9月21日	月	敬老の日
9月22日	火	秋分の日
9月23日	水	
9月24日	木	
9月25日	金	
9月26日	土	
9月27日	日	
9月28日	月	
9月29日	火	
9月30日	水	健保・厚生年金保険料の納付

2020年10月

10月1日	木	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
10月2日	金	
10月3日	土	
10月4日	日	
10月5日	月	
10月6日	火	
10月7日	水	
10月8日	木	
10月9日	金	
10月10日	土	
10月11日	日	
10月12日	月	源泉所得税の納付
10月13日	火	
10月14日	水	
10月15日	木	
10月16日	金	
10月17日	土	
10月18日	日	
10月19日	月	
10月20日	火	
10月21日	水	
10月22日	木	
10月23日	金	
10月24日	土	
10月25日	日	
10月26日	月	
10月27日	火	
10月28日	水	
10月29日	木	
10月30日	金	
10月31日	土	健保・厚生年金保険料の納付は11/2



【北九州オフィス】
〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550
【福岡オフィス】
〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177